

平成22年 5月 企画総務常任委員会

世田谷区議会企画総務常任委員会会議録第九号

平成二十二年五月二十六日（水曜日）

場 所 第一委員会室

出席委員（十名）

委員長	宍戸のりお
副委員長	田中優子
	上島よしもり
	菅沼つとむ
	市川康憲
	平塚敬二
	すがややすこ
	桜井 稔
	竹村津絵
	ひうち優子

事務局職員

議事担当係長	渡部弘行
調査係主任主事	佐々木崇

出席説明員

副区長	平谷憲明
-----	------

政策経営部

部長	金澤博志
政策企画課長	小田桐庸文
政策研究担当課長	吉原清治

財政課長 岩本 康

広報広聴課長 久末佳枝

情報政策課長 栗原康夫

研修調査室

室長 野澤 永

次長 小野村登

総務部

部長 堀 恵子

総務課長 宮内孝男

事務監察担当課長 張堂明観

人事課長 尾崎眞也

職員厚生課長 中村哲也

財務部

部長 霧生秋夫

経理課長 岡田 篤

課税課長 中里 忍

施設営繕担当部

部長 中杉和明

施設営繕第一課長 北川秀雄

施設営繕第二課長 木下あかね

◇ ~~~~~ ◇

本日の会議に付した事件

1. 報告事項

(1) 第二回定例会提出予定案件について

〔議案〕

- ① 包括外部監査契約の締結
- ② 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- ③ 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- ④ 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する

条例

- ⑤ 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- ⑥ 世田谷区立芦花小・中学校、八幡山保育園改築工事請負契約
- ⑦ 世田谷区立芦花小・中学校、八幡山保育園改築電気設備工事請負契約
- ⑧ 世田谷区立芦花小・中学校、八幡山保育園改築空気調和設備工事請負契約
- ⑨ 世田谷区立芦花小・中学校、八幡山保育園改築給排水衛生設備工事請負契

約

- ⑩ 仮称世田谷区立給田五丁目障害者福祉施設新築工事請負契約
- ⑪ 補助第一二五号線整備工事（その2）請負契約
- ⑫ 代田区民センター・代田六丁目市街地住宅の建物除却等工事委託契約
- ⑬ 世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例

〔報告〕

- ① 平成二十一年度世田谷区繰越明許費繰越計算書
 - ② 平成二十一年度世田谷区事故繰越し繰越計算書
 - ③ 議会の委任による専決処分の報告（自動車事故に係る損害賠償額の決定）
- (2) 平成二十二年度主要事務事業について
 - (3) 世田谷区平和都市宣言二十五周年記念事業の開催について
 - (4) せたがや自治政策研究所の活動について
 - (5) 平成二十二年度国勢調査の実施について

- (6) 平成二十二年度工事請負契約締結状況（四月分）について
- (7) 弁護士による私債権の整理・回収について
- (8) その他

2. 協議事項

- (1) 行政視察について
- (2) 次回委員会の開催について

◇ ~~~~~ ◇

午前十時開議

○宍戸 委員長 ただいまから企画総務常任委員会を開会いたします。

○宍戸 委員長 本日は、報告事項の聴取等を行います。

1 報告事項の聴取に入ります。

(1) 第二回定例会提出予定案件について、議案①包括外部監査契約の締結について、理事者の説明を求めます。

◎張堂 事務監察担当課長 それでは、お手元の資料に基づきまして、包括外部監査契約の締結につきましてご説明申し上げます。

本件につきましては、世田谷区外部監査契約に基づく監査に関する条例に基づきまして、資料に記載しておりますとおり、当該相手方と包括外部監査契約を締結するものでございます。この契約は、地方自治法第二百五十二条の三十六第一項で毎年度契約しなければならないと定められているところによっているところでございます。

また、この契約は、あらかじめ監査委員の意見を聞くこと及び議会のご議決を経ることが規定されております。この規定によりご議決をお願いするということで提出を予定しているものでございます。

なお、監査委員からは昨日付で意見なしと承っております。

契約の内容等でございますが、資料の1契約の内容に記載してありますように、監査を受けることとその報告ということでございます。

契約金額につきましては、記載のとおり六百九十九万五千百円を上限とする額としております。この額は日本会計士協会の標準報酬などを参考に、拘束時間などの従前の実績を勘案して算出しておりますが、支払いについては実績払いということになりますので、その上限額という設定でございます。

契約の期間につきましては、七月一日から来年、平成二十三年三月三十一日まででございます。

契約の相手方ですが、公認会計士の山下康彦氏、職歴は記載のとおりでございます。

なお、資料に記載してございませんが、今後の予定といたしましては、ご議決をいただきましたら、速やかに契約を締結し、七月より包括外部監査人がみずから監査テーマを設定いたしまして、数人の外部監査補助者とともに監査に入るという段取りになります。

また、監査結果の報告書につきましては、来年一月を予定しているところでございます。

○**穴戸 委員長** ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞお願いします。

◆**すがや 委員** この方の世田谷区での実績があれば教えてください。

◎**張堂 事務監察担当課長** 当該監査人は、平成二十年度、二十一年度と同じく外部監査人として契約しております。二年度にわたり世田谷区の包括外部監査を実施していただきまして、その報告書を受けて、その指摘に基づき改善をしている状況でございます。

◆すがや 委員 三年目ということですか。

◎張堂 事務監察担当課長 そのとおりでございます。

○宍戸 委員長 続きまして、②職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、③職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、④幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の三件を一括して理事者の説明を求めます。

◎中村 職員厚生課長 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例及び幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、三件につきましてお手元の資料に基づきご説明いたします。

資料1 改正理由にございますとおり、本件は地方公務員の育児休業等に関する法律、民間企業に適用されます育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正されたことに伴い、記載の三つの条例を改正するものでございます。

2の改正内容でございます。職員の育児休業等に関する条例につきましては、今回の改正で対象となる休業の種類は表に記載の三つになります。育児休業のほか育児短時間勤務、これは小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、例えば一日四時間勤務など、短時間の勤務を選択できる制度です。次に、部分休業は、期間は同じく小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、勤務時間の始まりや終わりに二時間を限度に休業ができる制度でございます。

恐れ入ります、資料の裏面、二ページをごらんください。

これまでの育児休業につきましては、職員の配偶者が育児休業を取得していたり、

専業主婦または専業夫である場合には取得できませんでした。今回の改正で図の①のとおり、例えば妻が育児休業を取得している夫でも育児休業を取得することができます。また、②のとおり、配偶者が専業主婦または専業夫である職員でも育児休業を取得することができるようになります。

また、資料の三ページをごらんください。

これまで育児休業は、一人の子について原則として一回限り取得が可能とされていましたが、今回の改正でこの図のとおり、妻が妊娠出産休暇中に夫が育児休業を取得するような場合、その後も夫は再度の育児休業の取得が可能となります。

恐れ入ります、資料の一ページにお戻りください。

2の(2)「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」及び「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」の改正内容についてです。

①といたしまして、現在、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員につきまして、深夜に子を養育する者がだれもない場合に限って深夜勤務、これは夜の十時から朝の五時までを指します。これをしないことが請求できるとこれまではされてきました。今回の改正で要件が緩和されまして、配偶者が深夜において子を養育できる場合を除き、深夜勤務の制限を請求できるとするものでございます。

②といたしまして、三歳に満たない子のある職員が請求した場合、超過勤務をさせてはならないとするものを新設するものでございます。

③といたしまして、これは短期の介護休暇を新設するものです。現在の介護休暇は、まとまった期間の介護を前提としたものですが、この短期の介護休暇は被介護者の入退院の付き添いと主たる介護者が一時的にかわるような場合を対象とします。被介護者が一人の場合は年度内に五日、複数の場合は十日まで取得できる制度でございます。

3の施行日についてですが、六月三十日に改正法が施行されるということに合わせ

まして、改正条例につきましても平成二十二年六月三十日施行として上程させていただきたいと考えております。

○**宍戸 委員長** ただいまの説明に対しご質疑がありましたら、どうぞお願いします。

◆**市川 委員** 改正理由にあるように、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正とか、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正を踏まえて、要するに整合性を図るという趣旨の改正だと思うんですけども、この法律改正を踏まえた中に、区の独自性等を加味することはできるんですか。

◎**中村 職員厚生課長** 休暇につきましては、各自治体が条例で定めることとなりますので、独自のものを盛り込む可能性としては一般論としてはあります。ただ、今回の改正内容につきましては、法改正に準拠した内容で改正をご提案させていただきこととなっております。

◆**市川 委員** では、二十三区一律同じ内容という理解でよろしいですね。

◎**中村 職員厚生課長** 二十三区同一のものでございます。

◆**菅沼 委員** これは法律で改正だからしょうがないんだけども、今の社会情勢を見たら、リストラは出てくるし、景気は悪いし、家族を養うためには本当に必死に働いているのが現状だよ。その中で公務員だけみたいな、ごく一部の会社だと思うんだけども、本来、こういう時代にこんな法律がいいのかというのは本当はあるよね。こんなことをやったら、普通、民間会社はみんなつぶれちゃうよ。リストラになっちゃうよ——と思います。意見として言っておきます。

◆**竹村 委員** 関連で伺いたいんですが、今回の法律のほうは、この制度を導入することは義務づけということになっているんでしょうか。

もう一点、これは地方公共団体への義務とか努力義務なのか、あるいは民間の企業も対象としているのかを教えてください。

◎中村 職員厚生課長 今回の法改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されておりますので、地方公務員に対しては、この内容は義務づけでございます。一方で民間企業に適用されます育児休業法が改正されておまして、これも基本的には義務づけです。ただ、一定規模の中小企業については猶予期間があるという形になっております。

○宍戸 委員長 次に、⑤職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。

◎尾崎 人事課長 それでは、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

趣旨につきましては、今般の雇用保険法の改正に伴いまして、退職手当条例で引用しております雇用保険法の条文にずれが生じたため、規定の整備を図るものでございます。

改正の内容につきましては、恐れ入ります、次ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。右の欄が現行でございます。

この退職手当条例第十三条の四、アンダーラインがございますが、ここに雇用保険法第五十六条の二第三項と引用してございますが、この第五十六条の二が第五十六条の三に条文の位置がずれましたため、その該当の引用部分、第五十六条の二を引用している部分を全部第五十六条の三に改めるものでございます。

説明は以上でございます。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 では次に、⑥世田谷区立芦花小・中学校、八幡山保育園改築工事請負契約、⑦世田谷区立芦花小・中学校、八幡山保育園改築電気設備工事請負契約、⑧世田谷区立芦花小・中学校、八幡山保育園改築空気調和設備工事請負契約、⑨世田谷区立芦花小・中学校、八幡山保育園改築給排水衛生設備工事請負契約の四件を一括説明願います。

◎岡田 経理課長 それでは、世田谷区立芦花小・中学校、八幡山保育園改築工事請負契約、同じく電気設備工事請負契約、同じく空気調和設備工事請負契約、同じく給排水設備工事請負契約について一括してご説明申し上げます。

世田谷区立芦花小中学校につきましては、耐震診断結果を踏まえまして、全面改築することとしております。また、近隣にあります区立八幡山保育園の老朽化に伴う改築をあわせて行うことといたしまして、小学校、中学校、保育園の複合施設を整備するものでございます。

本件は、まず改築工事でございますが、予定額一億八千万円以上の工事請負契約であることから、世田谷区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条に基づきまして、議案として提出するものでございます。

入札は一般競争入札により行いました。

予定価格は三十三億九千三十六万六千円、落札者は東光・協栄・儘田建設共同企業体で、契約金額は三十三億千八百万円です。

工期は平成二十四年二月二十九日で、支出科目等は記載のとおりです。なお、工期が平成二十三年度にまたがりますので、債務負担行為をとってございます。

工事の概要でございますが、鉄筋コンクリートづくり地上四階建てで、(1)芦花小・

中学校、(2)八幡山保育園となっております。

添付図面の一ページをごらんください。

改築校舎は、小中ともに四階建てで、延べ床面積が中学校六千六百二平米余り、小学校一万九百八十八平米余りです。保育園は二階建てで、延べ床面積は九百二十三平米余り、合計で一万八千五百十五平米余りとなっております。

二ページをごらんください。配置図がございます。

校庭の西側に斜線で既存の中学校体育館がございます。その北側が中学校の校舎、東側が小学校校舎、南東側に保育園が配置されてございます。

三ページ目が改築校舎の一階平面図となっております。字が小さくて申しわけございません。西側が中学校、東側が小学校ですが、中央に職員室、会議室が小中それぞれ隣り合って配置されております。南東側、BOP室から南が保育園となっております。

四ページをごらんください。二階平面図でございます。

五ページ、三階平面図でございます。

六ページが四階平面図と屋上階の平面図となっております。

七ページが立面図でございます。

参考として入札経過調書を添付してございます。この入札は、四つの建設共同企業体が参加表明されましたが、一つのJVが辞退されまして、三社による入札となりました。その結果、四番目に記載の東光・協栄・儘田建設共同企業体が落札したものでございます。落札率は九七・八六%です。

続きまして、次の資料でございますが、電気設備工事請負契約についてご説明を申し上げます。

本件につきましても、一般競争入札により行いました。予定価格は六億三千二百三万七千円、落札者は石野・中央建設共同企業体で、契約金額は五億二千二百五十八万

五千円です。

工期は、平成二十四年二月二十九日で、支出科目は記載のとおりです。本件も債務負担行為をとってございます。

裏面に入札経過調書を載せてございます。

この入札は五つの建設共同企業体が参加表明されましたが、一JVが辞退されまして、四社による入札となりました。その結果、一番目に記載のある石野・中央建設共同企業体を落札者と決定してございます。

なお、地方自治法第二百三十四条及び同施行令第六十七条の十で、最低の価格で応札したものの申し込み価格によっては契約の履行がされないおそれがあると認められるときは、最低の価格で申し込みをしたもの以外を契約の相手方とすることができることとしております。あらかじめ定めました基準価格を下回る価格で申し込みをしたものについては調査を実施いたしまして、不適當な場合は他のものを落札者とする制度で、低入札価格調査制度と呼んでございますが、世田谷区の場合、契約事務規則で一億八千万円以上の工事請負契約にこの制度を適用することとしてございます。本件に関しましては、落札決定JVの応札価格が区が定めます基準価格を下回っていたため、この制度を適用いたしました。

調査の内容でございますが、区が定めます低入札調査マニュアルに従いまして、当該事業者から入札価格の積算内訳書、手持ち工事の状況、配置予定技術者の名簿、労働者の確保と労務単価、建設副産物の搬出地等の資料提出を受けまして、事業者に対するヒアリングを行いまして、低入札価格調査委員会におきまして、工事費積算の妥当性を確認するとともに、工事实績や経営状況の確認を行いました。その結果、直接工事費につきましては区の積算を下回っているものの、製品や機器の仕入れ先との価格交渉により低廉な調達ができることが原因となっており、製品価格は区の仕様に沿ったものであることを確認いたしました。

施工体制につきまして、建設共同企業体の両者とも一般建設業の許可業者であるため、三千万円を超える下請発注はできないことから、適法な施工体制がとれるのか、二度にわたりましてヒアリングを実施し、確認いたしました。管理技術者を適法に配置するほか、技術者や労務者を自社雇用し、建設業法を初めとした関係法令に従い、適法に施工を行う旨、確認をいたしました。その他、予定している労務単価も水準以上であり、経営状況につきましても両者とも問題のないことを確認いたしました。

以上の調査結果を踏まえまして、当該入札価格で契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとは認められないと判断いたしまして、石野・中央建設共同企業体を落札者と決定したものでございます。

落札率は八二・六八%です。

続きまして、空気調和設備工事請負契約についてご説明申し上げます。

この入札につきましても、一般競争入札により行いました。予定価格は四億七千五百七十六万五千五百円、落札者は田中・大曾根建設共同企業体で、契約金額は四億七千四十万円です。

工期は平成二十四年二月二十九日で、支出科目は記載のとおりです。本件につきましても債務負担行為をとってございます。

参考に入札経過調書を添付してございます。この入札は四つの建設共同企業体による入札となりました。その結果、三番目に記載の田中・大曾根建設共同企業体が落札したものです。

落札率は九八・八七%となります。

続きまして、給排水設備工事請負契約につきましてご説明申し上げます。

本件につきましても、入札は一般競争入札により行いました。

予定価格は四億千七百七十三万六千五百円、落札者は大立・杉山建設共同企業体で、契約金額は三億九千九百万円です。

工期は平成二十四年二月二十九日、支出科目は記載のとおりです。本件も債務負担行為をとってございます。

参考に入札経過調書を添付してございます。この入札は、四つの建設共同企業体による入札となりました。その結果、一番目に記載の大立・杉山建設共同企業体が落札したものです。

落札率は九六・九〇%となります。

ご説明は以上です。

○穴戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がありましたら、どうぞお願いします。

◆ 菅沼 委員 電気設備工事なんだけれども、しっかり調べたというんだけれども、一番と二番と約一億円違うんだよね。世田谷区でも落札したところでつぶれた会社もあるし、電気工事というのは本体工事の後だから、これが間に合わないのだと工期に間に合わなくなるということが出てくるわけです。安いから落札してつぶれちゃったのでは済まないわけです。その辺はしっかりチェックをしていただきたいと思います。一言あれば何か。

◎岡田 経理課長 経営状況につきましては、民間調査機関の調査も聴取してございまして、問題のないことは確認してございますが、今、委員ご指摘のとおり、区の仕様に基づいた適切な履行がされるように、途中、監督、検査体制も強化いたしまして、しっかりとした施工ができるように管理していきたいと考えております。

◆すがや 委員 トラックの搬入経路は解体工事のときと一緒ですか。

◎岡田 経理課長 解体工事のときと同様で、千歳通り側から一方通行路を解除していただきまして、入るときは逆走するというような形で想定してございます。

◆すがや 委員 はい、わかりました。気をつけてくださいということと、あと、小学校のほうですが、普通教室が一学年三クラスくらいで見えていると思うんですけども、ここはそれで大丈夫なんですか。今後五十年間見ていったときに、大丈夫なのかなと思ってちょっと心配したんです。

◎木下 施設営繕第二課長 小学校では、現在普通教室を二十二設けておりますが、そのほかにワークスペースという形で、将来児童数がふえた場合には教室に転用できるようなスペースを四カ所設けてございます。

○宍戸 委員長 次に、⑩仮称世田谷区立給田五丁目障害者福祉施設新築工事請負契約について、理事者の説明を求めます。

◎岡田 経理課長 仮称世田谷区立給田五丁目障害者福祉施設新築工事請負契約についてご説明申し上げます。

仮称世田谷区立給田五丁目障害者福祉施設につきましては、特別支援学校卒業生等の日中活動の場を確保し、障害者の自立や社会参加を支援するため、区立の障害者通所施設を新たに整備し、老朽化した区立烏山福祉園の利用者の受け入れ並びに定員拡大を図るものでございます。

本件は、予定価格が一億八千万円以上の工事請負契約であることから、条例第二条に基づきまして議案として提出するものでございます。

入札は、一般競争入札により行いました。

予定価格は三億六十八万八千五百円、落札者は株式会社中島建設東京営業所で、契約金額は二億三千八十九万五千円です。

工期は、平成二十三年七月二十九日で、支出科目等は記載のとおりです。

なお、工期が平成二十三年度にまたがりますので、債務負担行為をとってございま

す。

工事の概要でございますが、添付図面の一ページをごらんください。

案内図と建物の概要が記載されてございます。新築施設は、鉄筋コンクリートづくり地上二階建てで、延べ床面積は千三百九平米余りとなっております。

二ページをごらんください。配置図がございました。

西側六メートル道路に面して入り口をつくります。建物は二階建てですが、北側住宅に配慮いたしまして一部一階建てとなっております。

三ページが一階平面図となります。定員五十名を予定しておりますが、多目的スペース、食堂、調理室、事務室等が配置されてございます。

四ページが二階の平面図でございます。作業室とA D L室等が配置されてございます。

五ページが屋上の平面図です。

六ページが立面図になります。

参考に入札経過調書を添付してございます。この入札は十二社が参加表明されましたが、三社が辞退されまして、九社による入札となりました。その結果、十一番目に記載のある中島建設東京営業所を落札者と決定しております。

本件につきましても、先ほど芦花小中学校の電気のとときにご説明申し上げましたが、第一位の入札者の応札価格が区が定める基準価格を下回っていたために、地方自治法第二百三十四条及び同施行令第百六十七条の十によりまして、低入札価格調査制度を適用いたしました。

区が定める低入札価格調査マニュアルに従いまして、入札価格の積算内訳書等を確認いたしました。その結果、直接工事費につきましては区の積算を下回っているものの、建設資材を関連手持ち工事と同時購入することや取引のある協力会社からの見積もりにより費用削減が可能になったものであり、本工事の施工に対応可能な積算であ

るということを確認いたしました。また、協力会社からの見積もり金額が内訳に正しく反映されており、下請に対するしわ寄せ等がない旨を確認いたしました。

さらに、一般管理費、もうけの部分でございますが、区の積算を下回っておりましたが、過去の官公庁工事受注時の諸経費と同程度を確保しているとともに、経営状況は問題がないということも確認いたしました。

以上の調査結果を踏まえまして、当該入札価格で契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとは認められないと判断いたしまして、株式会社中島建設東京営業所を落札者と決定したものでございます。

落札率は七六・七八%となります。

ご説明は以上です。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がありましたら、どうぞ。

◆上島 委員 こちらは東京営業所ということで、区外に本店があるところが落札したということですが、実際区内における営業実態があるのかどうか、その辺、お調べになっていらっしゃるのかどうかということです。

あと、最近、受注を目的として自治体に入ってきて、粗悪な工事をされて、そのままどこかへ行ってしまうという事例があるやに聞いておりますが、こういったことがあってはいけないと思うのですけれども、この辺の対応についてどう考えているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

◎岡田 経理課長 この事業者でございますが、世田谷区の入札参加資格を取ったのが今年の九月でございます。本社は相模原市にございまして、町田市にありました営業所を世田谷区に移されたということでございます。登録時に私どもが実際に現地を見に行きましてヒアリングもしておりますが、民間工事を中心に営業するというところで、区内の邸宅、個人宅の建設に関しまして既に受注の実績があるということで確認

をさせていただいております。

また、今回、低入札調査ということで実態について確認をいたしました。世田谷区を初め近隣区の個人宅を中心に受注実績があることを確認してございます。

それから、今お話がございました他団体で受注を目的として実態のない営業所が参入し、粗悪な工事が行われるというような例があるといったことを聞いてございます。こういった事態を未然に防ぐということについては、発注者としての対応としてどういう対応が可能か、今後検討していきたいと考えておりますが、まずは低入札案件につきましても、特に先ほども申し上げましたけれども、監督、検査体制を強化して対応してまいりたい、粗悪な工事がされないようにしていきたいと考えてございます。

◆ **菅沼** 委員 一点教えてもらいたいですけれども、先ほど二階建てで一部住民の話があったから一階建てにしたという説明がありました。六階のビルを五階にするならわかるけれども、何で二階を一階にする理由があったのか。

◎岡田 経理課長 北側の集合住宅の日影等も考慮いたしまして、図面の二ページをごらんいただくとわかるのですが、二階建ての北側部分を若干バックしているという形になってございます。

◆ **菅沼** 委員 多分周りの住民とやったのはあなたではないと思うんだよ。多分所管外だと思うんだけど、基本的に税金を使ってやって、六階を五階にするならわかるよ。二階建てを一階にするというのは本来おかしい話で、その辺、二階建てなんだから、しっかり二階をつくるようお願いしたいと思います。こんなことをやっていたら、周りから言われたら全部役所のビルは一階になっちゃうじゃない。それも含めて要望しておきます。お願いします。

◆すがや 委員 確認なんですけれども、図面の三ページで、住民の方との話し合いでごみ置き場をちょっとずらすというふうに話を聞いているんですが、この図面ではずれていないんですけれども、実際にはずれるということでもいいんですよ。

◎木下 施設営繕第二課長 この図面をつくった時点でまだ近隣の方と直接お会いしてご説明ができていませんでしたので古い図面を使っておりますが、ごみ置き場等はずらすということで考えてございます。

◆すがや 委員 もう一点、屋上の太陽光パネルなんですけど、以前、給田小学校でも、近隣の住民の方から光害みたいなことでいろいろ話があったかと思うんですが、今回、二階の上につけるということですから、結構低い位置につくことになるんですね。だから、そういうことがないような太陽光パネルにしていきたいと思うんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

◎木下 施設営繕第二課長 住民説明会におきましても、そういったご意見も出てございまして、反射のしにくい材料のパネルをなるべく選択する。あと、角度についても、検討して皆さんにできるだけご迷惑がかからないようなことでやっていきたいと考えております。

○穴戸 委員長 次に、⑪補助第一二五号線整備工事（その2）請負契約について、理事者の説明を願います。

◎岡田 経理課長 それでは、補助第一二五号線整備工事（その2）請負契約についてご説明申し上げます。

本工事につきましては、平成二十年八月に事業認可を受けました都市計画道路補助第一二五号線整備を行うものです。平成二十一年度を実施しております（その1）工

事に引き続いて施工するもので、本工事によりまして仮称二子玉川公園に接する事業認可区間四百十メートルの路線、うち百九十五メートルのトンネル構造となりますが、全線が歩道等公園として整備する区域を除き完成することになります。

本件は、予定価格が一億八千万円以上の工事請負契約であることから、条例に基づき議案を提出するものでございます。

入札は一般競争入札により行いました。

予定価格は十億七千四百二万五千五十円、落札者は豊田・片倉建設共同企業体で、契約金額は七億七千六百九十八万九千五百円となります。

工期は平成二十四年三月二十九日で、支出科目は記載のとおりでございます。

工事の概要でございますが、トンネル設置工百二十五・四メートル、車道整備工四百十・八メートル、仮設歩道整備工二百メートル、迂回路設置工二百九十一・八メートル、高規格堤防工二百五十メートルとなっております。

図面を添付しておりますので、ごらんください。

右下に位置図がございます。上段に平面図がございますが、下側になります多摩川の護岸に接しまして、その1工事で整備した六十九・九メートルの延長でトンネルを百二十五・四メートル設置いたします。また、平面図上流側、左側ですが、補助三二九号線との交差点から下流側、世区街六号線の交差点まで四百十・八メートルの車道を整備いたします。また、トンネルの左右にあります仮設歩道は、公園を整備した際に本設工事となりますが、上流側三十メートル、下流側百七十メートル、合計二百メートルを整備いたします。

下段に断面図がございます。平面図のA—A'、B—B'地点の断面図になりますが、A—A'のトンネル内は車道四車線、B—B'の下流側は車道二車線となっております。

裏面を見ていただきまして、もう一枚、平面図、断面図をつけてございます。トン

ネル、車道、仮設歩道を設置する間、一二五号線を通過する車両等のために、平面図上部にあります。迂回路を二百九十一・八メートル設置いたします。

さらに、平面図、破線で囲った範囲ですが、延長二百五十メートルの高規格堤防工を施工いたします。下の断面図では、右側既存堤防から左側迂回路までの間に斜めに破線が入っておりますが、これが高規格堤防として整備する部分になります。高規格堤防は、国土交通省が進めておる事業でございますが、既存堤防の北側の破線部分につきましては、区が整備いたします公園及び補助一二五号線の整備にあわせて整備することから、相当分を国土交通省に負担してもらおうということにしております。

参考に、入札経過調書を添付しております。この入札は、七つの建設共同企業体による入札となりました。その結果、四番目に記載のある豊田・片倉建設共同企業体を落札者と決定しております。

本件につきましても、入札者の応札価格が区の定める基準価格を下回っていたために、地方自治法二百三十四条及び同施行令百六十七条の十によりまして、低入札価格調査制度を適用いたしました。区が定める低入札調査マニュアルに従いまして、調査確認を行いましたが、その結果、直接工事費につきましては区の積算を下回っているものの、部材等の価格につきまして、取引のある協力会社との過去の契約実績等により費用低減が可能になったもので、区が仕様で示した部材が納入可能であることを確認いたしました。

また、協力会社との契約単価、労務単価を確認いたしまして、下請や労働者に対するしわ寄せがない旨、また、交通誘導員の配置等安全対策については、区の積算以上の金額で積算していることを確認いたしました。本社が現場に近く、現場事務所、資材置き場などを自社所有しているために費用を低減することができること、また経営状況が問題ないということについても確認をいたしました。

以上の調査結果を踏まえまして、当該入札価格で契約の内容に適合した履行がなさ

れないおそれがあるとは認められないと判断いたしまして、豊田・片倉建設共同企業体を落札者と決定したものです。

落札率は七二・三四%となります。

ご説明は以上です。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がありましたら、どうぞ。

◆桜井 委員 今のも低入札価格調査にひっかかって、その前の障害者施設、また芦花の小中もそうなんですけれども、そういう調査にひっかかっているんですが、ヒアリングをやったらオーケーだということなんです。過去に、こういうものでひっかかって契約ができなかったというものはあるんですか、教えてください。

◎岡田 経理課長 世田谷区の契約実績の中で契約に至らなかったという件につきましては、前回、芦花小中学校の解体工事の際に、第一位の応札者が調査の結果、積算のミス等が見つかりまして辞退されたという例がございました。

◆桜井 委員 辞退したというものはあれなんだけれども、今の説明だと、この調査をされて、結局、これは調べた結果、落札できないということは過去になかったということですね。

実際に低入札価格で、もちろん工事の品質の確保になるかと思うんですけれども、いろいろ話した結果、結局、わかりました、大丈夫です、一応入札、落札しますよということで、本当にこれで、ほかよりも低いというのは、やっぱりどこかでしわ寄せがあるのではないかと思うんですけれども、これで工事の品質の確保がちゃんとできるのかどうかというのがすごく心配なんです。

結局、いろいろヒアリングした、いろいろ出してもらった、調べてもらったら大丈夫だと。でも、いろんところで安くなっているから、それでも大丈夫だということ

であるんだけど、工事の品質の確保ということでは、どう担保していくかというのはあるんですか、聞かせてください。

◎岡田 経理課長 低入札調査制度でございますが、委員ご指摘のとおり、部工品質の低下を未然に防ぐということが制度の趣旨でございます。そういう意味で、詳細に調査をいたしまして、確認をさせていただいたところですが、履行の確保、それから品質の確保をするために、低入札調査にかかった案件につきましては、従前の監督、検査に加えまして、特に監督、検査体制を強化していきたいと考えております。

この一二五号線の工事につきましては、トンネルをつくる際のコンクリート部材の価格が相当に区の見積もりと異なるということではございましたが、このコンクリート部材は下請業者が製造することになります。起工課といたしまして、工場に赴きまして部材を作成している過程も確認することにしてございます。そういったことをしながら、チェックを強化していきたいと考えております。

◆桜井 委員 監督をする、チェックするということなんですけれども、具体的には区が決めた監督員でチェックするのか、それとも相手方の契約したところで監督員を出してもらってやるのか、それはどうなっているんですか、教えてください。

◎岡田 経理課長 通常、区の起工課の職員が監督員として対応いたします。また、履行がちゃんとされたかの検査につきましては、経理課の検査員が検査するという形になってございます。

◆竹村 委員 コンクリート部材のチェックを厳しくということは、業界では水をたくさんまぜればコンクリートは安くできるということも今非常に言われていると聞きますので、しっかりとチェックをしていただきたいと思います。

一つ確認ですが、その1の工事も同じように低入札価格調査制度で調査をしたと思います。その後、結局、地盤が想定よりも緩かったというか、追加で地盤の改良工

事が必要になって、価格が追加になっていたはずですが、今回は地盤改良ということも含めているということですのでよろしいでしょうか。

◎岡田 経理課長 トンネルの下部につきましては地盤改良工事を行います。今回につきましては、前回、当初想定と途中、実際に掘削したときの土質が違うということで、セメント固化材の増量をいたしました。増量したほうの前提で積算をしております。

◆竹村 委員 あと、これは直接入札のことではないんですが、今、図面も示されたので伺いたいんです。これはアセスを行った段階で、たしかトンネルについては換気塔をつくるということがアセスの結果出されていたと記憶をしていますが、どのあたりに換気塔は、これには書いていないので、どこに書いてあるのか、もしわかったら教えてください。

◎岡田 経理課長 大変申しわけございません。手元に今資料がございませんので、後ほどご報告させていただきたいと思っております。

◆竹村 委員 工事は、区が発注された内容で今回落札だと思うんですが、予算特別委員会でも私は、このトンネルの中の排気が公園の利用者の足元から上がってくるということを指摘しています。調査の結果、やはり浄化装置をつけたりとか、そういったことが必要になってくるということをお願いしているんですね。

今回、改めて今、途中までが四車線、それからトンネルのその先で二車線になるということで、今でも非常に渋滞の多い玉堤通りなんですね。そこにトンネルをかぶせるということで、しかも車線の数が変わるということで渋滞が予測されますので、慎重にやっていただきたいということを申し上げておきます。

○宍戸 委員長 次に、⑫代田区民センター・代田六丁目市街地住宅の建物除却等工事委託契約について、理事者の説明を求めます。

◎岡田 経理課長 代田区民センター・代田六丁目市街地住宅の建物除却等工事委託契約についてご説明申し上げます。

代田区民センター・代田六丁目市街地住宅につきましては、土地は世田谷区が所有し、建物は世田谷区と独立行政法人都市再生機構が区分所有する複合施設でございますが、築四十五年が経過し、老朽化が進んだことから、これを解体いたしまして、世田谷区立代田区民センター、代田児童館、代田図書館、新代田自転車等駐輪場として世田谷区が新たに複合施設を建築することを予定してございます。

今回は、既存建物の除却を行うと同時に、新たに建築する複合施設のくい基礎工事を実施するものでございます。新たな施設のくい基礎工事につきましては、既存建物の立地条件から、隣接する京王井の頭線、環状七号線への影響を考慮いたしまして、既存のくいの撤去を最小限にとどめまして、既存建物の撤去後、直ちに新たな施設のくいを設置することで地盤の安定性を確保するために、解体工事と同時に実施するものでございます。

本件は、予定価格が一億八千万円以上の工事の完成を目的とする委託契約であることから、世田谷区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第二条に基づきまして議案として提出するものでございます。

契約の方法でございますが、独立行政法人都市再生機構東日本支社を相手方とする随意契約を予定してございます。

予定価格は二億二千六百八十六万四千七百二十二円でございます。この予定価格でございますが、この間、都市再生機構が実施した解体工事、監督業務、家屋調査の三つの入札の結果に区の負担割合を乗じた額となっております。

まず、解体工事部分ですが、建物の除却につきましては、区分所有の面積割合であ

ります区三四・一二％、都市再生機構六五・八八％——後ほど解体面積のところではパーセントを再度ご説明いたしますが——を負担割合といたしまして、新設建物のくい基礎部分の設置工事等につきましては区が全額負担するというので、区と都市再生機構の負担割合を設定いたしまして、入札により決定した工事請負契約金額に、この割合を乗じたものとなっております。

具体的には、都市再生機構が五月十八日に実施した入札の結果、落札決定した日特建設株式会社の応札額五億七千六百三万円に、先ほど申しあげました区の負担割合、区分所有の三四・一二％分とくい基礎部分の負担割合を計算いたしますと三八・九四％になりますが、これに乗じた額を区の負担額として計算してございます。さらに、監督業務、家屋調査の業務の落札額に区の負担割合三四・一二％を乗じたものを加算したものが予定価格となっております。

工期でございますが、平成二十三年十月三十一日でございます。

支出科目ですが、予算上、平成二十二年度はゼロ円で債務負担行為をお認めいただいておりますが、実際の支払いは平成二十三年度予算で執行することとなりますので、平成二十三年度予算で改めてご提案をさせていただきます。

工事の概要でございますが、代田区民センター、代田六丁目市街地住宅の解体除却と新設施設のくい基礎工事になります。

解体面積は、地上十階、地下一階の建物全体が六千三百八十六平米余り、区施設部分は、そのうち地下一階から地上二階までの二千百七十九平米余り、全体の三四・一二％になります。

参考に図面を添付してございます。一ページ目に案内図と既存建物の建物概要の記載がございます。西側に環状七号線、南側に京王井の頭線と隣接しておりまして、既存建物は地下一階、地上十階建てで、地下一階が図書館、一階が区民センター、二階が児童館、三階から十階が住宅部分となっております。

二ページ目に解体する建物の配置図がございます。斜線部分が既存の建物でございます。ごらんいただきますように、京王井の頭線新代田駅と接してありまして、鉄道の擁壁に影響がないよう、細心の注意が必要な工事となります。

ご説明は以上でございます。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がありましたら、どうぞ。

◆平塚 委員 関連になってしまうと思うんですけども、図面でいうと新代田の駅と建物の間に三角形の土地があるんです。ここはどうなるんですか。

◎岡田 経理課長 区で購入する予定でございます。

◎木下 施設営繕第二課長 三月に購入したということを知っております。用地課のほうで対応してございます。

◆すがや 委員 区の入札とは直接関係ないのかもしれないんですが、五月十八日に都市再生機構が行った入札の経過がわかれば教えていただきたいんですけども、一般競争入札とか、種類とか、あと何社が参加して、入札率がどれだけというのがわかれば。

◎岡田 経理課長 都市再生機構で実施された入札でございますが、都市再生機構で定める総合評価方式ということで、土木工事A等級の認定を受けている事業者を対象といたしまして、価格及び同種の工事の施工実績、それから企業の施工実績と配置予定技術者の施工実績、施工計画、これらを総合的に評価しまして落札を決定されていると聞いてございます。参加者は三社が参加されたと聞いてございます。

○宍戸 委員長 次に、⑬世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。

◎中里 課税課長 それでは、資料に基づきまして、第二回区議会定例会に提案予定の世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

地方税法等の一部を改正する法律が平成二十二年三月三十一日に公布されたことに伴いまして、たばこ税の税率を改正し、税率を引き上げる必要があるために条例を改正するものでございます。

改正内容でございますが、通常のたばこにつきましては、千本当たり三千二百九十八円から四千六百十八円に千三百二十円の引き上げでございます。また、旧三級品と言われる特定の六銘柄、わかば、エコー、しんせいなどの銘柄につきましては、千本当たり千五百六十四円から二千百九十円に六百二十六円の引き上げでございます。

国と地方のたばこ税を合わせまして、一本当たり三・五円の引き上げとなり、施行期日は本年十月一日の予定としております。また、これに伴いまして、十月一日に小売販売業者の方などが販売するために在庫している品物に対して、手持ち品課税を行うことともなっております。これは、小売販売業者が旧税率で仕入れた製造たばこを税率引き上げ後に新税率を含めた価格で販売した場合には、新税率と旧税率の差に相当する税額を不当に利得することになる等の理由で実施されるものでございます。

平成二十二年度の区税収入への影響額でございますが、約二億七百万円の増収を見込んでおりまして、既に平成二十二年度当初予算に盛り込ませていただいているところでございます。その他、所要の規定の整備、条例附則の文言の追加、変更をするものでございます。

こちらの施行期日は公布の日からとしております。

説明については以上でございます。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞ。

◆ 菅沼 委員 大体の予定でいいんですけれども、値上げした場合、区に入ってくる税金というのはどのくらいを予定しているんですか。

◎中里 課税課長 通常、今まで約四十億円ほど見込んでおりますが、四十二億ちょっとになるかと思います。

◆ 菅沼 委員 聞き逃してしまって済みません。四十二億円ぐらい、二億円ぐらいアップするという話なんだけれども、実際に税金の中で分煙だとか、ああいうことに少しは使う予定はあるんですか。

◎中里 課税課長 今回の税率の改正につきましては、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって税率を引き上げていく必要があるといったことが言われております。ただ、たばこを吸う方、吸わない方、両方いらっしゃいますので、よりよい方向で環境が整うようにしていく必要があると思います。

◆ 菅沼 委員 ご存じのように、実際に歩きたばこ禁止だとか、ああいうことをやっているんだけれども、世田谷区というのは移動が激しくて、そんな条例、五、六年すると、あるのかというのが実際の町の中の声なんです。その中で三軒茶屋だとか、今でいう自由が丘だとかハチ公前だとか、ちゃんと分煙しているところは意外ときれいになっているんです。だから、四十二億円あるんだから、少しは使ってよ。そっちのほうが町がきれいになるんだから。それを検討していただきたいということを要望しておきます。

◆市川 委員 その他で「納税義務者に対する説明会を区・都・国の三者で協力して実施」と書いてあるんですけれども、説明会の中身と区、都、国三者で協力するという具体的なイメージが浮かばないんだけれども、どういうことなんですか。

◎中里 課税課長 ただいまの説明会についてですけれども、たばこ税は国のたばこ税、地方のたばこ税、両方とも一定の税率で引き上げることになっております。そのために、税務署、都税事務所、私ども区の三者が協力して会場等の確保をし、資料に基づいて卸売販売事業者の方、小売販売事業者の方に対して申告の方法ですとか、今回の手持ち品課税についての在庫の確認の仕方などについての説明をさせていただくものでございます。

◆田中 委員 先ほどの税収の予測二億七百万円でしたか、それで来年度予算にも入れているということだったんですが、値上がりしてやめる人も出てくるのかなという部分も考えられるんです。そういうことも全部含めた上での予想の税収ということによろしいのですか。

◎中里 課税課長 今回の増となる予測に当たりまして、需要が減るということを加味して計算をしております。

◎岩本 財政課長 たばこ税の歳入としまして、いわゆる増税による増収と値上げに伴う売り上げの減を加味しております。先ほど二億七百万円と申し上げたのは、増税による増収額でございまして、実際にたばこ税の歳入としては一億六千万円、七%程度売り上げが落ちるということで、歳入そのものとしては一億六千万円の増収を見ております。ですから、そういう意味では、四千万円余りは売り上げが減るといった計算で歳入を見積もっているところでございます。

○宍戸 委員長 それでは、報告に入ります。

①平成二十一年度世田谷区繰越明許費繰越計算書、②平成二十一年度世田谷区事故繰越し繰越計算書の二件を一括説明願います。

◎岩本 財政課長 それでは、報告①、②の繰越明許費繰越計算書と事故繰越し繰越計算書をあわせてご説明申し上げます。

まず、事業費を繰り越す手続きでございますけれども、地方自治法施行令におきまして、区長は五月三十一日までに繰越計算書を調製いたしまして、次の議会に報告することを定めてございます。したがいまして、お手元の資料をもちまして、六月の定例会にご報告を申し上げる次第でございます。

最初に、平成二十一年度世田谷区繰越明許費繰越計算書をごらんください。事業は十件ございます。平成二十一年度の繰越明許費につきましては、二十一年度中の補正予算のときにそれぞれご承認をいただいているものでございます。

最初に、02 総務費 01 総務管理費でございます。システム開発及び改善でございますが、これにつきましては子ども手当のシステム開発でございます。三月から着手をしておりますが、平成二十一年度に終わらないということで、一億三千万円余りを繰り越しさせていただいております。右側の財源内訳ということで、既収入特定財源、未収入特定財源、それぞれ記載がございます。これにつきましては、十割、いわゆる特定財源が入るということで、既収入には平成二十一年度収入済みの額、未収入については平成二十二年度収入予定額を記載させていただいております。

その下、03 区民費、情報通信システム整備でございますが、これは全国瞬時警報システム、J—A L E R Tでございます。これは昨年九月の二次補正で計上させていただきました。区としては、国からの警報の受信装置を設置するものでございますが、国側の送信装置の開発のおくれに伴いまして設置が間に合わなかったということで繰り越しをさせていただいたものでございます。これにつきましても、十割特定財源が担保される予定でございますが、正式な内示をいただいていないということで特定財源には記載をしてございません。

その下、05 衛生費、新型インフルエンザ予防接種でございます。これにつきましては

は、昨年十一月の三次補正で六億円余りの新型インフルエンザ予防接種の負担軽減補助の経費を計上させていただきました。その後、接種回数の減及び接種者、接種率の減少といったことから、最終補正、三月の補正で一部二億三千万円余り減額をさせていただきました。残り平成二十二年度以降執行見込みの額として一億三千七百万円余りの繰り越しをさせていただくものでございます。

その下の土木費でございます。02の道路橋梁費の電線地中化共同溝設備でございますが、これにつきましては、梅丘二丁目の補助一五四号線につきまして、東電、NTTの宅地引き込み管工事がおくれたということで繰り越しをさせていただいたものです。

その下の歩道整備につきましては、二カ所ございまして、赤堤三丁目の赤堤通り、桜丘一丁目の千歳通りにつきまして工事のおくれから繰り越しをさせていただくものでございます。

その下、電線地中化共同溝整備でございますが、これも二カ所ございまして、上祖師谷七丁目の六所神社前通り、成城二丁目の成城通りにつきまして、それぞれ関連事業者、東電、水道局等の工事のおくれから繰り越しをさせていただくものでございます。

その下、地先道路築造及びその下の公園改修につきましては、三月の最終補正時点で国の地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用した工事の前倒し発注となっております。地先道路築造につきましては、成城四丁目の不動坂、さらにもう一カ所、八幡山三丁目の歩道整備拡幅工事でございます。記載の額の繰り越し、公園改修につきましては、大蔵運動公園のバスベイ歩道橋撤去工事でございます。所要の額の繰り越しをさせていただきたいというものでございます。

その下の建築費、建築物耐震診断・補強工事でございますが、これはマンションの耐震改修計画設計費助成でございまして、二カ所のマンションについて、補助の条件

といたしまして第三者機関から改修計画の評定、いわゆる評定認可が必要となっております。この評定がおくれるということで、年度をまたいで補助金を執行したいということで繰り越しをさせていただくものでございます。

一番下、二子玉川東地区市街地再開発でございます。これにつきましても、三月の最終補正におきまして、国の公共投資臨時交付金を確保する目的から、二十億円の工事の前倒しをさせていただきました。さらに、三億四千万円余り、これは実際の工事のおくれ分を追加して、二十三億四千八百十三万円の繰越明許額を議決いただきました。その後、若干工事が進捗したということで、実際には二十三億二千四百十一万八千円の繰り越しをさせていただきたいというものでございます。

続きまして、もう一枚の紙、事故繰越し繰越計算書をごらんください。六件ございますが、こちらは事故繰越しでございます。あらかじめ予想できない、やむを得ない事由によりまして事業の執行等が遅延した場合、当該年度内に支出できない金額について繰り越しをさせていただくものでございます。

02 道路橋梁費の一番上、都市計画道路用地取得でございます。内容は二件ございまして、一件が成城西口の広場でございます。もう一件が下北沢補助五四号でございます。いずれも物件移転補償費についての繰り越しでございます。成城西口については、ガソリンスタンド部分でございますが、撤去工事が年度内に終わらなかったということで、物件移転補償費の二割相当分、下北沢の補助五四号につきましても、商業ビルでございますが、いわゆる物件移転が年度内に終了しなかったということで、これも完了時に支払う予定である二割相当分について、平成二十二年度に繰り越しをさせていただきたいというものでございます。

その下の歩道整備でございますが、これは桜丘一丁目千歳通りでございます。これにつきましても、交通渋滞を避けるために夜間工事としたことから工事が年度内に終了しないということで、前払い金を除いた額について繰り越しをさせていただきたい

というものでございます。

その下の歩道整備（玉川・砧・烏山）でございますが、これは二件ございまして、一件が烏山ショッピング・プロムナード、もう一件が大井町線等々力の踏切でございます。いずれも年度内に工事が終了しないということから、前払い金を除いた額について繰り越しをさせていただきたいというものでございます。

その下の主要な生活道路築造、また路面改良、これは千歳台五丁目の希望丘通りと千歳通りのぶつかるところでございますが、これにつきましても水道工事のおくれ等から工事が年度内に完了しないということで、前払い金を除いた額を繰り越しさせていただきたいというものでございます。

最後に、橋梁新設改良費でございますが、これは瀬田四丁目、玉川四丁目にかかる次大夫橋の整備工事でございます。これにつきましては、平成二十一年八月から今年度三月までの二カ年度工事でございますが、この七千八百九十万円につきましては、平成二十一年度予算として前払い金相当額を計上させていただいたものでございます。ただ、結果、施工業者から前払い金の請求がなかったということで繰り越しをさせていただきたいというものでございます。

説明は以上でございます。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 それでは次に、③議会の委任による専決処分の報告（自動車事故に係る損害賠償額の決定）について、理事者の説明を求めます。

◎岡田 経理課長 議会の委任による専決処分の報告（自動車事故に係る損害賠償額の決定）についてご報告申し上げます。

本件は、本年三月、本委員会にご報告をさせていただきました自動車事故に係る専決処分報告でございます。

事故の発生日、場所につきましては記載のとおりでございます。

事故の内容ですが、経理課の自動車運転職員が公務のため、公用車で東松原駅踏切から区立羽根木公園方面への一方通行路を走行している際、一方通行路出口の信号のない交差点において歩行者と接触した事故でございます。

損傷の程度ですが、相手の方につきましては、後頭部と左下肢を打撲されました。過失割合は区側が十割で、損害賠償額は十三万五千五百五十円でございます。

本件に関しましては、全庁に周知し、安全運転について注意を促したところがございますけれども、今後このようなことがないように、一層引き締めてまいりたいと存じます。まことに申しわけございませんでした。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 次に、(2)平成二十二年度主要事務事業について、理事者の説明を求めます。

◎小田桐 政策企画課長 それでは、平成二十二年度主要事務事業の概要につきまして、政策経営部、研修調査室、総務部、財務部、施設営繕担当部の順にご報告をさせていただきます。

なお、政策経営部の説明の後に、私から企画総務領域における実施計画事業並びに行政経営改革計画に関する取り組みについてご説明申し上げます。

まず、政策経営部の主要事務事業概要でございます。お手元の資料で一ページをらんいただきたいと思っております。

区分の欄につきましては、新規事業の場合に書いてございます。それから、順に右側に事務事業名、所管課、本年度の目標、二十二年度予算、事務事業の内容及び手法という構成になってございます。

まず、一ページ目、基本計画等の推進についてでございます。今年度の目標は、基本計画、平成十七年度から二十六年と平成二十年度から二十三年の実施計画の着実な推進に取り組んでまいります。

事務事業の内容でございますが、1「基本計画」の推進としましては、将来目標の実現を図るという目的での五つの重点的取り組み、リーディングプロジェクトでお示しました目的の達成に向けた取り組み、主要テーマ十三項を中心にやってまいります。

「実施計画」の推進でございますが、厳しい経済情勢を踏まえた上で、昨年、平成二十一年度の実施計画・行政経営改革計画等の緊急見直し方針を策定し、見直しを行いました。今年度は、その実践とあわせまして、最終年度である平成二十三年の年次計画につきましても、財政状況等を踏まえた調整を図ってまいりたいと考えてございます。

ページを繰っていただきまして、二ページをごらんください。

行政改革の推進でございます。行政経営改革計画、平成二十年度から二十三年の着実な推進に取り組みます。事務事業の内容でございますが、実施計画・行政経営改革計画等の緊急見直し方針を策定した上で、外郭団体の改善や区有財産の有効活用など行政経営改革計画の見直しを図ったところでございます。重点取り組み、五つの取り組みについて中心に取り組んでいく予定でございます。

次に、三ページをごらんください。

行政評価の推進についてでございます。行政評価システムを活用しました内部評価及び外部の視点による評価を今年度も実施してまいりたいと思います。平成二十二年

度一千二百八十五万円の予算を予定してございます。

事務事業の内容でございますが、1といたしまして、行政評価システムを活用した評価を行うということで、実施計画事業につきましては、政策、施策、事務事業の三層による評価、実施計画以外の事務事業につきましては実績・コスト管理を行う予定でございます。

2 評価結果の行政経営への反映でございますが、決算の附属資料でございます「主要施策の成果」や政策経費要求に関連する資料の作成等におきまして、行政評価システムを活用し、予算、決算事務等の連携を図ってまいるということでございます。

3 外部の視点による評価の実施といたしまして、今年度新規に、ご案内のとおり、政策検証委員会を開催、実施いたします。外部の視点から区の施策、事業等について検証を行いまして、区長に意見、提言をいただく予定でございます。この提言を受けまして、区長のほうで対応方針を来年度予算要求のときにお示しする予定でございます。

四ページをごらんください。

行政評価推進の続きでございますが、同じく外部評価委員会についての説明でございます。今年度、政策検証委員会による取り組みを行う予定でございますが、その提言をいただいた後、再開いたしまして、政策検証委員会による取り組みにつきましても意見交換等を行い、より一層の行政経営の効率化につなげる予定でございます。

次に、五ページをごらんください。

新たな地域行政の推進でございます。今年度の目標といたしましては、「地区まちづくり活性化への取組み（報告）」、平成二十一年八月策定のものでございますが、これに基づきまして、地区まちづくり活性化に向けた取組みを着実に推進してまいります。

事業内容でございますが、取組みの方向性といたしましては、地区まちづくりの

充実並びに地域コミュニティの活性化の推進に向けまして、(1)ネットワークの拡充
以下五項目について取り組んでまいります。

続きまして、2出張所・まちづくりセンターとあんしんすこやかセンターの一体整備
についてでございますが、公共施設の改築等にあわせまして、(1)、(2)に記載のと
おり、今年度八カ所を予定してございます。

次に、六ページをごらんください。

外郭団体の改善についてでございます。外郭団体改善方針に基づきまして、経営改
善を計画的に進めてまいります。

事務事業の内容及び手法につきましては、「外郭団体改善方針」及び「改善方針に
基づく取組みの方向性について」に基づきまして、平成二十一年度の実績及び平成二
十二年以降の計画を取りまとめて、外郭団体全体の指標として公表する予定です。
本年度は、平成二十三年四月の公益法人制度改革に向けた準備を現在進めているとこ
ろでございます。また、九月には、公益法人制度改革に伴いまして、今後想定される
各団体の経営状況等について報告を新しい形で初めてさせていただく予定でござい
ます。

次に、七ページをごらんください。

ここからは政策研究担当課所管の事業になります。地域活性化に向けた指針の推進
につきまして、平成二十二年四月に策定しました世田谷区地域活性化に向けた指針の
着実な推進を今年度図ってまいります。

事務事業の内容及び手法についてですが、本年度の当初予算の重点項目に掲げまし
た災害時地域助け合い活動支援やあんしんすこやかセンターの機能充実、地域の絆再
生支援事業、地域運営学校の指定校拡充などの具体的な取り組みを予定してございま
す。また、庁内関係所管課との連携を図りながら、指針に関する職員への普及啓発、
さらにせたがや自治政策研究所において本区にふさわしい大学連携のあり方の研究

等に取り組んでいく予定でございます。

ページを繰っていただきまして、八ページをごらんください。

同じく政策研究担当課の事業でございます。せたがや自治政策研究所による政策研究についてですが、区と区民等との協働の推進と区民主体のまちづくりの一層の発展を目指すということで調査研究に取り組んでまいります。

具体的な内容ですが、1調査・研究としましては、(1)の住民力から(4)まで以上四点についての調査・研究を予定しております。また、政策立案支援重点事業といたしまして、学生まちづくりプレゼンテーション大会を本年度予定してございまして、観光資源研究等の継続として行っていく予定でございます。

次に、九ページをごらんいただきまして、3情報発信・収集等についてでございますが、シンポジウムの開催及び刊行物の発行等によりまして、自治政策研究に関しての情報発信・収集に取り組んでいく予定でございます。

次に、一〇ページをお開きください。ここからは財政課、経理課、会計課の共同、共催所管でございます。

公会計制度改革に対する取り組みでございます。平成二十二年度の目標は、平成二十二年度、今年度、公会計制度改革に対する取り組みといたしまして、制度改革の課題の整理、検討を進める。あわせて、従前の企業会計手法による財務諸表等について精度向上に取り組む予定でございます。

具体的な事業内容としまして、固定資産の評価について及び償却資産についての見直しを図っていく予定でございます。

次に、一一ページをごらんください。ここからは広報広聴課の事業になります。

「区のおしらせ せたがや」の発行でございます。平成二十二年度の目標は、行政情報、政策情報を区民に提供し、区民の区政への理解と参画を図るというものでございます。予算総額二億一千万円ほどを計上してございます。

事務事業の内容、手法についてですが、定期広報（定期号）といたしまして、発行回数が月三回でございまして、発行部数三十一万四千部で予定してございます。配布方法としましては、新聞六紙の朝刊折り込み等、以下記載のとおりで配布いたします。

次に、一二ページをお開きください。

「せたがや」の発行の中で政策広報部分、特集号及びパブリックコメントについての説明でございまして、今年度年間十回の発行を予定しております。また、パブリックコメントにつきましては、自転車等の利用に関する総合計画等で年間六回の発行を予定してございます。

次に、一三ページをごらんください。FM放送についてのご説明でございまして。

防災情報等の非常時の情報及び平常時の施策、事業等の行政情報、安全安心情報、地域情報を区民に提供いたします。新規企画番組を提供することによりまして、災害時の情報提供媒体としての認知度の向上を図るということを今年度の目標にしてございます。二十二年度予算としまして四千七百万円余りを計上してございます。

事務事業の具体的な内容ですが、災害時の緊急放送に加えまして、世田谷区提供番組の放送といたしまして、(1)「世田谷通信」から(6)スポットCM等までございます。今年度、(2)の「防災インフォメーション」、それから(3)の「Happy Life Setagaya」の二つの事業が新規の番組でございます。

一四ページをお開きください。区政PRについてでございまして。

さまざまな情報提供手法を活用して区民に伝えることによりまして区政に対する理解を深め、区政への参加、参画を促進するという目標でございまして。二十二年度は四千万円弱の予算でございまして。

事務事業の内容についてですが、ホームページの拡充といたしまして、実施計画に基づきましてシステム改善と管理運用の両面について整備を進めるということを取り組んでまいります。メールマガジンの運営につきましても、現在、登録が約六

千六百件ございます。配信回数としては①から⑤まで記載の内容でやってございます。

続きまして、一五ページをごらんください。

3「せたがや便利帳」の発行でございます。区政と区民を結ぶ生活情報誌として平成二十二年も八月を予定してございます。約七万部の発行部数でございます。

4CATV番組の制作でございますが、ケーブルテレビを区の行政情報を提供する手段の一つとして活用するということで、区の施策、伝統文化等をわかりやすく発信するということで、毎月一本制作し、手話通訳つきで放送する予定です。制作番組はインターネット版の動画等により二次利用を図ってまいる予定でございます。

次に、一六ページをお開きください。

区民の声についてのご説明です。区民から寄せられる意見、要望等を収集しまして、要望についても適切な対応を図っていくものでございます。本年度七百二十八万円の予算を予定してございます。

事務事業の内容、手法についてですが、区民の声につきましては区民の声システムに記録しまして、要望の実現、事業展開の参考に使ってまいります。

2区政モニター事業についてでございますが、今年度、定数二百名を予定してございます。区民意識調査につきましては、区内十カ所の調査地区に分けまして、住民基本台帳から抽出しました二千の方々に調査を行う予定でございます。

次に、一七ページをごらんください。

区民意見提出手続（パブリックコメント）についてでございますが、先ほどご説明申し上げましたとおり、六施策を今年度予定でございます。

次に、一八ページをごらんください。

お問い合わせセンター運営についてのご説明です。問い合わせについて、休日、夜間においても迅速、正確なサイトをということをおねらっております。七千三百万円ほどの予算でございます。事務事業の内容についてですが、年中無休午前八時から午

後十時まで、電話、ファクス、ホームページ等で対応してまいります。

次に、一九ページをごらんください。ここからは情報政策課の所管する事業でございます。

電子政府世田谷の推進でございますが、今年度目標は記載のとおり四点ございます。区民の役に立ち、利便性を高める情報化の推進、地域社会の活性化のための情報化の推進、行政事務の効率化と高度化に向けた情報化の推進、最後に信頼と安心のできる情報化の推進、以上四つの目標に基づきまして、右の事務事業の内容、手法の欄に書いてございますとおり、主な事業について取り組んでまいります。総額で平成二十二年度四十億円ほどの予算になってございます。

以上が政策経営部の主要事務事業でございますが、恐れ入ります、二八ページを開きいただけますでしょうか。

資料二八ページ並びに二九ページには、企画総務領域の実施計画及び行政経営改革計画に関する取り組みを説明してございます。二八ページ、実施計画につきましては、目標達成に向けた年次別計画の着実な推進をということで、その全体の目標の中で企画総務領域では、基本計画、主要テーマである地域社会の安全の確保及び協働のまちづくり等の部分について取り組みを進めていくということでございまして、右の欄(1)から(3)の実施計画事業について企画総務領域が一部所管してございます。

続いて、二九ページが行政経営改革計画の取り組みでございます。年次計画を円滑に推進するということでございまして、主な内容としまして、(1)の自立した自治体の実現から改革の継続的推進まで五つの重点項目別に記載のとおり九項目について主な取り組みとして取り組んでまいりる予定でございます。

私からの説明は以上でございます。

◎小野村 研修調査室次長 引き続きまして、研修調査室の所管の主要事務についてご説明申し上げます。

まず、人材育成の推進でございますが、職員の自立した行動を一層促し、職務遂行能力の向上を目指して実施してまいります。

研修の内容でございますけれども、採用年次、また昇任時等に沿って職層研修を実施し、それから節目ごとの接遇研修、またキャリア形成研修等々を実施してまいります予定でございます。

次に、基幹統計調査でございますけれども、今年度は国勢調査の年に当たっておりまして、これが主たる事業となります。今回、十九回目を迎えまして、十年ごとの大規模調査に当たります。調査を取り巻く環境がいろいろ変化しておりますものですから、今回からインターネット回答、あるいは郵送提出というものを取り入れてまいります予定でございます。

調査期日は平成二十二年十月一日となっております、調査員数五千名、それから指導員数七百名を動員いたしまして実施してまいります予定になっております。

◎宮内 総務課長 続きまして、総務部の主要事務事業でございます。

二ページをごらんください。

区政情報課所管分の個人情報保護制度の運営となります。事業目標や事業内容でございますが、区民に対しましては、区のホームページ等を活用しながら、個人情報保護制度の周知を一層進めるとともに、職員に対しても制度説明会やさまざまな研修の機会を通じまして、条例や制度の内容を周知徹底し、個人情報保護制度の適正な運営に努めてまいります。

続きまして、二二ページでございます。

職員厚生課所管分の職員の健康管理事業となります。心身ともに健康で働くことができるよう、引き続き職員相談やメンタルヘルス研修等の充実を図ってまいります。特に本年度は職場復帰支援事業の実施、あるいは職場環境の一層の改善のため、組織評価結果を活用するなどいたしまして、新たな事業実施により職員の心の健康増進に

努めてまいります。また、引き続きまして、健康診断実施後の産業医による指導も継続してまいります。

◎岡田 経理課長 続きまして、財務部所管の主要事務事業につきましてご説明申し上げます。

二三ページをごらんください。

経理課所管分ですが、まず公有財産の有効活用です。世田谷区公有財産有効活用指針に基づきまして、区有地等の現状を的確に把握し、区事業での活用、民間事業者への貸し付け、売り払い等、利活用を進めてまいります。また、行政財産の貸し付けによる税外収入の拡充に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、債権管理の強化ですが、厳しい財政状況下、区が有する債権の適正な管理に努めるとともに、一層の徴収強化を図ります。債権管理重点プランに基づきまして、債権担当課が連携をとりながら、未収金の縮減に努めてまいります。また、平成二十二年度の新たな取り組みといたしまして、弁護士による私債権の整理・回収を実施いたします。

二四ページをごらんください。

入札・契約制度につきましては、その透明性や競争性、公正性の一層の向上を図るとともに、総合評価競争入札の試行の継続や入札監視委員会の運営など、引き続き制度の適正な運用に向けた取り組みを進めてまいります。

続きまして、二五ページでございますが、課税課所管分につきましては、適正かつ公平な課税による区税収入の確保に努めてまいります。特に特別区民税の未申告の方に対しましては、より徹底した所得調査等を実施するとともに、税制改正のみならず、区民税の仕組みなどにつきましても、区民の皆様にわかりやすい情報提供に努めてまいります。

納税課所管分につきましては、引き続き特別区民税の徴収率の向上に努めてまいり

ます。滞納者に対する財産調査、差し押さえなどを実施するとともに、インターネット公売の実施等により滞納整理を強化してまいります。また、現年度分につきましては、平成二十一年度から民間委託し、土日、夜間の催告を拡大いたしました。引き続き効果的な運用を図り、徴収強化を図ってまいります。また、新たな収納サービスの検討も進めてまいります。

◎北川 施設営繕第一課長 施設営繕担当部所管の主要事務事業を説明させていただきます。

二六ページをごらんください。施設営繕第一課所管分です。

公共施設整備方針、公共建築トータルコスト管理指針、公共施設省エネ指針に基づき、良好な建物のストックを形成・維持し、継続的なコスト管理を推進するとともに、公共施設の安全性の向上と保全業務の緊急な課題に対応するなど、公共建築保全業務の推進を図ります。具体的には、事務事業の内容及び手法の欄の4 修繕工事等九十一件を行ってまいります。

次に、二七ページをごらんください。施設営繕第二課所管分でございます。

区長部局及び教育委員会が所管する施設の新增改築及び大規模改修等において、保全業務と同様にコストや省エネ等を考慮した設計、工事監理を行ってまいります。具体的には、事務事業の内容及び手法の欄の1 基本設計及び実施設計八件、2 の新築・増改築工事十六件等を行ってまいります。

○宍戸 委員長 ただいまの主要事務事業に対する質疑でございますが、範囲の広い報告ですので、それぞれの個別対応でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 それでは次に、(3)世田谷区平和都市宣言二十五周年記念事業の開催について、理事者の説明を求めます。

◎小田桐 政策企画課長 世田谷区平和都市宣言二十五周年記念事業の開催につきまして、ご報告、ご説明申し上げます。

資料をごらんいただきまして、1の趣旨でございますが、今年度は世田谷区平和都市宣言二十五周年及びせたがや平和資料室開設十五周年に当たるということでございまして、今年度の記念事業につきまして、平和のとうとさを忘れず、将来に向けての恒久平和を願うということで、2に記載のとおり、平和都市宣言二十五周年記念事業として二つの事業をあわせて開催させていただくということでございます。

主催は世田谷区と世田谷区教育委員会の共催でございます。

開催日時でございますが、平成二十二年八月十二日木曜日午後二時から午後五時まで予定してございます。

会場は世田谷区民会館ホールでございます。

なお、当日はロビーにて平和に関連する展示も予定してございます。

6の事業内容でございますが、第一部が戦時下の暮らしを聴く会、第二部としまして、平和映画祭、例年やっている平和映画でございますが、今年度、一部につきましては区内在住の戦争体験者お二人ほどを予定してございます。お話をいただきながら、戦時下の暮らしについて区民の方にご紹介をさせていただくということで、コーディネーターといたしまして永井多恵子さんを予定してございます。

平和映画祭につきましては「夕凧の街 桜の国」という映画でございまして、出演者はこちらに記載のとおりでございます。内容につきましては、広島原爆にかかわるエピソード、過去の部分と現代の部分という二部構成になっている映画でございます。

以上の事業内容につきまして、「区のおしらせ」、区のホームページ、ポスター、チラシ等についてご案内をしてみたいと考えております。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 次に、(4)せたがや自治政策研究所の活動について、理事者の説明を求めます。

◎吉原 政策研究担当課長 それでは、資料に基づきまして、平成二十一年度の活動状況及び平成二十二年度の活動計画についてご説明させていただきます。

まず、1でございます。平成二十一年度の活動状況でございます。せたがや自治政策研究所の活動報告並びに「研究報告二〇一〇」がそれぞれまとまりました。現在、校正をしているところでございまして、六月上旬をめどに製本でき次第、委員の皆様方に配付する予定でございます。

2でございます。平成二十二年度の活動計画でございます。先ほど事業概要でご説明申し上げましたとおり、大学との連携というのが一つの大きな柱になってございまして、2の(1)第四回せたがや自治政策研究所主催のシンポジウムの内容が、この書きのとおりでございまして、日にちが六月二十六日一時から、場所が三茶しゃれなあとでございます。テーマは、自治体経営と大学連携ということで検討しているところでございます。基調講演は高崎市立高崎経済大学の副学長の大宮先生に地域と大学の連携の新しい展開についてお話をいただく予定でございます。

その後、パネルディスカッションとして、大宮先生も含めて中央大学の田中先生ですとか、宇都宮大学の渡邊副学長、それから世田谷区のみどり政策課長で、実際の実例ですとか、いろいろな展開の仕方といったことでパネルディスカッションを予定し

ているところでございます。本日の委員会の報告後にチラシを各委員の皆様、議会の皆様にお配りする予定でございます。お時間があれば、ぜひお見えいただければ幸いですと思っております。

それから、今年度の調査・研究事業でございますが、大変恐縮でございますが、一枚おめくりをいただきまして、一番右側のところが平成二十二年度の研究事業を予定しているところでございます。住民力につきましては、引き続き詳細な分析をする予定でございます。それから、世田谷区のいろいろな特性を分析していきたいと考えております。それから、新規のテーマとしては大学の連携のあり方、新しいテーマで今まで三年間、ことしで四年間になりますけれども、そういった研究所の活動を検証していこうということでございます。

一番下のところがまた大学との連携の一環でございますが、学生のまちづくりプレゼンテーション大会ということで、これは東京商工会議所と共催で、地域の活性化で大学の皆さん、学生さんの新しい視点で提案をいただくという企画をしているところでございます。

報告につきましては以上でございます。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 次に、(5)平成二十二年度国勢調査の実施について、理事者の説明を求めます。

◎小野村 研修調査室次長 先ほどの主要事務事業でも触れさせていただきましたが、今年は五年ごとに実施する国勢調査の実施年に当たっております。今回は十九回目を迎えるわけでございますけれども、十年ごとの調査項目が若干多いということで

大規模調査と称しているものでございます。

調査の期日につきましては、平成二十二年十月一日になります。

対象については記載のとおりでございます。

今回の大きな特徴でございますけれども、先ほどの主要事務事業でも触れましたが、これまでの調査員が直接受け取るという提出に加えまして、郵送の提出及びインターネットによる回答、これは東京都がモデル的にやるのでございますけれども、こうした二つの手法を取り入れられることになりました。

なお、提出方法の推奨ということも認められることになりましたので、私どもは非常に多くの調査数を抱えておる関係で、郵送やインターネット回答による提出を推奨してまいりたいと考えております。

世田谷区の調査規模でございますけれども、調査区の数約七千九百、世帯数は四十五万ということで、調査員五千名、指導員七百名という体制で取り組んでまいりたいと考えております。調査員の方々に対しましては、説明会を延べ百五十回ということで考えております。

日程につきましては、記載のとおりでございますけれども、九月に調査員の説明会を開催いたしまして、九月の最終週、二十三日から三十日の間に調査票を配付していただき、十月の一週目、一日から七日の間に調査票を提出していただくという形で考えております。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞ。

◆市川 委員 5の調査規模、前回七千五百五十九調査区で今回が七千九百調査区とプラスになっていますね。世帯数も四十二万から四十五万という中で、調査員が六千四十名から五千名に減っていますね。本来、このふえ方でいけば多少ふえるべきなのかなと。減っている意味はどういうことなんですか。

◎小野村 研修調査室次長 ご案内の向きもあるかと思いますが、この調査員につきましては町会・自治会の方々を主にお願いしているところがございます。そういう中で、町会・自治会の方々もある程度高齢化されているところがありまして、なかなか確保が難しい状況になってきております。そういったこともございまして、今回は調査区を二区持ってやるということも可能でございますので、そういったことをむしろお願いをいたしまして、そういう形でやっていただくことで五千名を何とか確保できるのではないかという形で減っているという実態でございます。

○宍戸 委員長 次に、(6)平成二十二年度工事請負契約締結状況（四月分）について、理事者の説明を求めます。

◎岡田 経理課長 平成二十二年四月分の工事請負契約の締結状況についてご報告いたします。

契約の締結状況につきましては、一覧表に記載のとおりでございます。

二十二年四月分は土木工事一件、建築工事二件で、契約金額の合計は一億九千九十七万五百円です。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 次に、(7)弁護士による私債権の整理・回収について、理事者の説明を求めます。

◎岡田 経理課長 弁護士による私債権の整理・回収についてご報告申し上げます。

趣旨でございますが、区が有します債権のうち、各種貸付金や住宅使用料などの民

法や商法に基づく債権につきましては、特別区民税や国民健康保険料など公債権と異なりまして、滞納債権を強制徴収することが認められておりません。これまでこうした債権のうち、長期に未納となっているものについては、各債権管理所管が催告を繰り返すなど、回収努力をしてきたところですが、区民間の公平性を確保し、債権を適正に管理するため、債務者に支払い能力があると見込まれるにもかかわらず、再三の催告にも応じない等、司法的手段をもって対応することが適切と判断される司法上の債権につきましては、弁護士と委任契約を締結いたしまして、その整理・回収を図るものでございます。

対象債権でございますが、区の債権管理委員会で対象と決定いたしました私債権二十九件でございます。基準としては、滞納額が高額なもの、再三の催告にもかかわらず弁済しないもの、時効の完成が近づいているもの、滞納状態を継続することが区民間の公平性、公正性の確保に著しく反すると認められるもの、こういった基準で選びました二十九件でございます。

債権額は計四千百七十一万九千九百三十五円、内訳といたしましては、区民生活事業資金貸付金が十五件で二千百二十四万七千三百六十八円、区営住宅使用料が十四件で二千四十七万二千五百六十七円となっております。

弁護士への委任事項でございますが、対象案件につきましては、弁護士による催告を行いまして、その催告に応じた債務者につきましては面談による納付相談を実施し、分割納付等の合意ができたものについては分納の合意書を取り交わします。支払い能力があると見込まれるにもかかわらず、これに応じない債務者につきましては、訴訟提起等を行い滞納の整理・回収を図っていくものでございます。

スケジュールにつきましては、委任案件の引き継ぎ、催告、納付相談といった一連の流れを七月までに行い、その結果を踏まえまして八月から九月に訴訟対象者を選定し、九月以降訴訟を提起していくということを想定してございます。

なお、訴訟の提起に至った場合、対象債権が三百万円を超える場合にはご議決いただくことが必要になりますし、それ以下の債権の場合は専決処分をさせていただいた上で議会に報告をさせていただきます。

なお、今回選定いたしました二十九件につきましては、平均で百万円から百五十万円ぐらいの債権となっております。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞ。

◆平塚 委員 区営住宅の使用料というのは、今現在も住まれているんですか。

◎岡田 経理課長 現在もお住まいの方ともう退去された方と両方ございます。

◆竹村 委員 上の区民生活事業資金貸付金というのは近年利用者も少ないので、今回廃止をするということを決めたものですし、区営住宅使用料もですが、ともに非常に困って区の制度、住宅を利用している生活に困窮した方というのがこの二十九件ではないかということが予測されるのですが、そのあたりはどうとらえていらっしゃるのか教えてください。

◎岡田 経理課長 生活事業資金につきましては、平成二十年度の決算でございますけれども、収入未済額が一億三百万円ほどございます。それから、区営住宅については三千七百万円ほどございます。この中で趣旨のところでございますが、債務者に支払い能力があると見込まれるのにもかかわらずお支払いいただけない方を対象とするという趣旨でございます。

◆竹村 委員 債務者に支払い能力があると見込まれるということですが、ぜひこれは慎重にそれぞれの方の状況ということも見ていただきたいということを要望しておきます。

◆市川 委員 弁護士が具体的に一つ一つの案件に従ってそれなりに動いていただくわけですから、弁護士対応、いろいろ経費は当然かかるわけですが、弁護士費用は大体どのくらい見込んでいらっしゃるんですか。

◎岡田 経理課長 平成二十二年度予算で三百三十万円ほど予定してございます。

◆すがや 委員 先ほどの竹村委員の続きで、今回は支払い能力があると見込んでいる方に対してではないですか。例えば区民生活事業だったら、残りの八千万円の部分に関しては支払い能力はないというふうに区は考えているわけですね。そうすると、その八千万円はどうするんですかというのは、いろいろ予算委員会とかでもやっていると思うんですけれども、ちょっと簡単に。

◎岡田 経理課長 最初のご説明の中で、早口で申しわけございませんでしたが、二十九件を選んだ基準といたしましては、滞納額が高額なもの、再三の催告にもかかわらず弁済しないもの、時効の完成が近づいているもの、こういったことを基準に選定をさせていただきました。今後、今回初めての取り組みですので、取り組みを進めながら対象の選定について検討していきたいと考えております。

◆すがや 委員 生活に困窮しているというところはいろいろあると思うんですが、本来、払うべきものだと思うんですね。なので、この方たち以外の方たちに対しても、今回の取り組みをもって対応していただきたいと要望します。

○宍戸 委員長 それでは次に、(8)その他でございますが、何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 なければ、これで報告事項を終わります。

○宍戸 委員長 次に、2協議事項に入ります。

(1)行政視察について協議いたします。

視察先の案を作成するに当たりましては、相手のご都合も伺いながら進めなければなりませんので、あらかじめ日程を絞っておきたいと思いますが、事前に調整させていただいたところ、七月十五日木曜日から十六日金曜日の一泊二日ならば、皆様のご都合がよろしいようです。この日程で進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 異議がないようですので、それでは、視察日程については七月十五日木曜日から十六日金曜日の一泊二日といたします。

次に、視察項目、視察先等についてですが、何かご提案等はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 ないようですので、視察項目、視察先等については、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

○宍戸 委員長 次に、(2)次回委員会についてですが、第二回定例会の会期中であります六月十四日月曜日午前十時から開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

以上で協議事項を終わりますが、その他何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 なければ、以上で本日の企画総務常任委員会を散会いたします。

午後零時四分散会

署名

企画総務常任委員会

委員長